

京都市消防局訓令乙第 2 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 6 月 4 日

京都市消防局 三 浦 孝 一

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「及び機甲分団」を「，機甲分団」に改め，「機甲分団員」という。）の右に「及び応急救護分団に属する団員（以下「応急救護分団員」という。）」を加え，同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に，「及び別表第 1 の 3」を「，別表第 1 の 3 及び別表第 1 の 4」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 応急救護分団員の服装は，応急救護分団服装とする。

第 7 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 団長は，前項第 3 号に定める場合において，業務の内容から判断して，支障がないと認めるときは，第 4 条第 2 号に規定する夏服の着用期間中に限り，活動服装のうち上衣について，長そでに代えて，半そでを着用させることができる。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「カラーガード隊員」の右に「及び応急救護分団員」を加え，「第 12 条において同じ。」を削る。

第 11 条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第 1 号中「業務に」の右に「常装で」を加える。

第 12 条第 1 項中「団員」の右に「（カラーガード隊員を除く。以下この

条において同じ。)」を加える。

第13条中「及び別表第2の3」を「, 別表第2の3及び別表第2の4」に改める。

別表第1の1を次のように改める。

別表第1の1 (第3条関係)

男性用及び女性用

区 分 品 目		正 装		常 装		活 動 服 装	
		合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間	合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間	合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間
帽 子	合 冬 帽	○		○			
	夏 帽		○		○		
	活 動 帽					●	●
	保 安 帽			●	●	○	○
	防 火 帽					▲	▲
	訓 練 用 防 火 帽					▲	▲
衣 服	合 冬 服	○		○			
	ワ イ シ ャ ツ	○		○			
	ブ ラ ウ ス	○		○			
	夏 服 (長そで)		○		○		
	夏 服 (半そで)				●		
	活 動 服 (長そで)					○	○
	活 動 服 (半そで)						●
	防 寒 衣			△		△	
	雨 衣			▲	▲	▲	▲
	防 火 衣					▲	▲
	訓 練 用 防 火 衣					▲	▲
安 全 ベ ス ト					▲	▲	
靴	活 動 靴			○	○	○	○
	ゴ ム 長 靴					△	△
	短 靴	○	○	▲	▲	▲	▲
	半 長 靴			○	○		
	防 火 靴					▲	▲
付 属 品 等	ネ ク タ イ	○		○			
	バ ン ド	○	○	○	○		
	階 級 章	○	○	○	○	○	○
	消 防 団 員 手 帳	○	○	○	○	○	○
	白 手 袋	○		▲			
	作 業 用 手 袋			▲	▲	○	○
	消 防 団 長 き 章	○	○	○	○		
消 防 団 員 き 章	○		○				

かばん	○	○	○	○		
所属名札			△	△		
帽雨覆い			▲	▲		
腕章			△	△	△	△

- 備考 1 ○印は、着用品目を示す。
 2 ●印は、業務の内容、時期、場所等により、必要と認められた場合又は支障がないと認められた場合に、○印品目に代え着用できる品目を示す。
 3 △印は、第8条から第11条までに定めるところにより、着用する品目を示す。
 4 ▲印は、業務の内容、天候等により、必要に応じ着用する品目を示す。
 5 常装時は、女性は半長靴を着用するものとする。
 6 活動服には、活動用下衣、活動服用バンド、エンブレム及び所属章を含むものとする。

別表第1の3備考以外の部分中「活動服」を

「活動服（長そで）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の4（第3条関係）

応急救護分団員用

品目		区分	応急救護分団服装
帽	活動帽		○
子	保安帽		●
衣 服	応急救護分団被服		○
	活動服（半そで）		●
靴	活動靴		▲
付 属 品	階級章		○
	消防団員手帳		○

- 備考 1 ○印は、着用品目を示す。
 2 ●印は、業務の内容、時期、場所等により、必要と認められた場合又は支障がないと認められた場合に、○印品目に代え着用できる品目を示す。
 3 ▲印は、必要に応じて着用する品目を示す。
 4 応急救護分団被服には、応急救護分団被服用バンド及びエンブレムを含むものとする。

別表第 2 の 1 備考以外の部分中

「

活	動	服
---	---	---

を
」

「

活	動	服	(長	そ	で)
活	動	服	(半	そ	で)

に改め，同表備考中 2 を 3 と
」

し， 1 を 2 とし， 2 の前に次のように加える。

- 1 夏服のうち，ズボン は男性に対してのみ，スカートは女性に対してのみ貸与するものとする。

別表第 2 の 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 4 (第 1 3 条関係)

応急救護分団員用

品 目		数	量
帽 子	活 動 帽	1	個
	保 安 帽		
衣 服	応 急 救 護 分 団 被 服	1	着
	活 動 服 (半 そ で)		
靴	活 動 靴	1	足
付 属 品	応 急 救 護 分 団 被 服 用 バ ン ド	1	本
	エ ン ブ レ ム	1	個
	階 級 章		
	消 防 団 員 手 帳		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)